

令和7年10月22日
(教) 福利課年金係
内線 4570

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

「国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成21年総務省令第27号）」の一部改正が行われたことから、これに準じて本規則様式の一部改正を行う。

2 改正内容

（1）別記様式第6号から第11号

- ・「処分書を受けた日」を「処分があつたことを知つた日」
- ・「裁決の送達を受けた日」を「裁決があつたことを知つた日」
に改める。

（2）別記様式第12号、第13号、第15号及び第16号

- ・「命令書を受けた日」を「処分があつたことを知つた日」
- ・「裁決の送達を受けた日」を「裁決があつたことを知つた日」
に改める。

3 施行日

公布日